

保 健 事 業

I 特定健診等事業

目 的

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40歳から74歳までの方を対象に、特定健康診査および特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられ、脳卒中や糖尿病などの、生活習慣病の原因とされるメタボリックシンドロームを早期に発見し予防・改善することを目的として実施する。
当該事業に要する費用は公立学校共済組合が全額補助を行う(自己負担なし)

(1) 特定健康診査

1 対象者

40歳から74歳までの組合員と被扶養者

2 受診方法

○組合員

職場の定期健康診断もしくは健診事業の1日人間(脳)ドックで受診

○被扶養者・任意継続

令和8年4月1日付けで当組合の加入資格がある被扶養者・任意継続の対象者へ「特定健康診査受診券」を5～6月頃自宅あて交付する。

届いた受診券と本人確認書類を健診機関へ提出し、①から③のいずれかの方法により受診。

① 市町村が実施する集団健診で受診

② 特定健診を実施している医療機関で受診(人間ドック等を受診する際も利用可)

※医療機関によって対応が異なるので予約時に確認すること

③ パート勤務先等で定期健康診断を受診

3 個別通知(冊子による情報提供)

特定健康診査受診者へ(任意継続を除く)、生活習慣病予防のための「健康情報冊子」を配付。
自身の健診結果を項目別に分析し、将来の疾病リスクに備えた改善方法などの情報を提供することで、健康に対する意識づけを図る。

【冊子配布時期】 10月以降(健診結果到着後に順次配付)

※組合員は所属所へ、被扶養者は自宅あて送付。

【委託業者】 SOMPOヘルスサポート株式会社

(2) 特定保健指導

1 対象者

特定健康診査の結果に基づき生活習慣病の発症リスクが高いと判断された者

◇内臓脂肪蓄積のレベルと血圧、血糖、脂質等の要因に応じて分類されます。

① 動機づけ支援(リスク中)

専門職(医師、保健師、管理栄養士等)と原則1回の面談を実施。
改善の目標設定を行い、3か月経過後に実績評価を行う。

② 積極的支援(リスク高)

専門職(医師、保健師、管理栄養士等)より、3か月以上の継続的なサポート(面談、電話、メール等)を受け、生活習慣の改善を目指す。

③ 動機づけ支援相当

2年連続で積極的支援に該当する方で、1年目に特定保健指導を終了し、1年目に比べて一定の改善がみられた場合、動機づけ支援の方と同様のサポートが受けられる。

2 実施方法

① 1日人間(脳)ドック当日の保健指導

当支部が実施する1日人間(脳)ドック受診当日に特定保健指導を実施。

※対象者には医療機関から案内あり

② 株式会社ベネフィット・ワン(対面・ICT 面談可)

対面型面談：所属所等へ相談員が訪問し面談を行う。

ICT 面談：個々のスマートフォンや、タブレット等を使用して面談を行う。

③ 医療機関での特定保健指導

県内の指定医療機関で実施。

※指定医療機関については当支部ホームページを参照。

◇特定健康診査から特定保健指導実施までの流れ(組合員)

特 定 健 康 診 査

定期健康診断もしくは当支部の人間(脳)ドックを受診することで特定健診を受けたことになります！

定期健康診断・当支部の人間(脳)ドックの検査項目に、特定健康診査の検査項目が含まれているため別途受ける必要はありません。

特定健康診査の検査項目

問診	既往歴のほか、喫煙歴、服薬歴など
身体・血圧測定	身長、体重、腹囲、BMI、腹囲、血圧測定
理学的検査	身体診察
血液検査	・脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール) ・血糖検査(空腹時血糖またはHbA1c) ・肝機能検査(GOT、GPT、r-GTP)
検尿	尿糖、尿蛋白

※医師の判断により追加検査が行われる場合があります。

特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方



特 定 保 健 指 導

①当日保健指導

定期健診または人間(脳)ドック受診の際に、保健指導を受ける



※当日保健指導を受けられなかった方は、当支部より保健指導のご案内をします。

②ベネフィット・ワンで保健指導

または

③医療機関で保健指導

特定健康診査や特定保健指導については、受診率や達成率の目標値が設けられています。その達成率に応じて、共済組合が国へ支払う「後期高齢者支援金」の納付額が増減されるため、受診者が少なくなると、組合員のみなさまから徴収する保険料が高くなる可能性があります。

医療費の抑制と、ご自身の健康のためにもぜひ特定健診・保健指導を受診するよう周知をお願いします！

Ⅱ 1日人間ドック・脳ドック（健診事業）

1 目 的

1日人間ドックについては身体の総合的機能検査により、生活習慣病等の早期発見と健康管理についての全般的指導を行い、脳ドックについては機能検査により、脳疾病の早期発見・予防を行うことで健康増進と保持を図る。

2 対象者

当該年度中に35歳以上の組合員（短期組合員含む）

3 指定医療機関（病院）

別表「1日人間ドック・脳ドック 指定医療機関一覧表」のとおり

4 支部補助額

○指定年齢（当該年度中に35歳・40歳・50歳を迎えるもの）…26,000円

指定年齢以外・脳ドック…11,000円

○女子組合員のうち婦人科検診の受診者へ検査料金の範囲内で5,500円までを補助する。

○当該年度中に50歳以上の男子組合員のうち前立腺がん検診の受診者へ検査料金の範囲内で2,500円までを補助する。

※別表「検査料金表」にある検査料金から支部補助額を差し引いた額を本人が自己負担する。

5 定期健診補助 6,300円

定期健診（事業主健診）分について支部が受託する事業主管内に所属する組合員が1日人間ドックを受診する場合、公立共済が6,300円を補助する。（脳ドック対象外）

【対象とする事業主】

教育庁本庁及び出先機関、県立学校、県立芸術大学、県立看護大学、

国頭村、東村、今帰仁村、伊是名村、北中城村、久米島町、多良間村、宮古島市、栗国村

※任用形態によっては補助がないこともあります。

6 実施期間

当該年度 5月 ～ 12月末日

人間ドック・脳ドック利用方法

公立学校共済組合沖縄支部ホームページ



7 実施方法

【定期申込】

Webフォーム「令和8年度 ドック受診に関する希望調査」により入力した受診希望者に受診券を送付する。

【追加申込】

毎月末日までに「1日人間ドック・脳ドック受診追加申込書」にて申し込んだ受診希望者に対して、翌月5日頃に受診券を送付する。

※ 受診予約は、受診者本人が各自で指定医療機関へ直接予約を行う。

※ 医療機関より受診者へ受診の案内を送付。受診日に「本人確認書類」と「受診券」を医療機関に持参し受診する。

8 サービスの取り扱い

沖縄県教育委員会所属組合員の場合

職務に専念する義務が免除される。

市町村立学校 所属組合員の場合

各市町村教育委員会に確認

9 受診券の再発行について

受診券を紛失等により再発行を希望する場合は、「1日人間ドック・脳ドック 再発行届書」を受診日の2週間前までに当支部へ提出する。

10 健診結果について

組合員の生活習慣の改善、疾病予防の支援及び医療費の適正化を図ることを目的に、健診医療機関より健診結果の報告を受け、個人情報取り扱いに配慮した上で、健診結果のデータ管理を行い、特定保健指導、データヘルス計画及びその他保健事業に活用します。

※受診申込者は、このことについて了解の上で受診したものとします。

※ 沖縄県教職員互助会より

1日人間ドック及び脳ドックを受診した沖縄県教職員互助会加入者に対して、自己負担額の範囲内で1人3,000円の助成金があるので、沖縄県教職員互助会の各支部あて請求する。

1日人間ドック・脳ドック 指定医療機関一覧表

【38 医療機関】

No	地区	医療機関名	所在地	電話番号
1	国頭地区	沖縄県立北部病院	名護市大中2-12-3	0980-52-2719
2		北部地区医師会病院健康管理センター	名護市字宇茂佐1712-3	0980-52-0777
3		アスボメディカルクリニック	金武町字金武10897番地	098-968-4664
4	中頭地区	中部地区医師会	北谷町字宮城1-584	098-936-8290
5		中頭総合ちばなクリニック	沖縄市知花6-25-15	098-939-5477
6		中部協同病院	沖縄市美里1-31-15	098-938-6160
7		翔南病院	沖縄市山内3-14-28	098-930-3020
8		中部徳洲会病院	北中城村字比嘉801番地	0570-00-1789
9		ハートライフ病院予防医学センター	中城村字伊集208番地	0570-00-3255
10		宜野湾記念病院	宜野湾市宜野湾3-3-13	098-893-2101
11		海 邦 病 院	宜野湾市真志喜2-23-5	098-898-2111
12		アドベンチスト メディカルセンター	西原町字幸地868	098-946-2844
13		読谷紅いもクリニック	読谷村上地176-2	098-958-7255
14	那覇地区	浦添総合病院健診センター	浦添市伊祖3-42-15	0570-010-986
15		同 仁 病 院	浦添市城間1-37-12	098-876-2212
16		メディカルプラザ大道中央病院	那覇市字大道123番地	098-886-5678
17		那覇市立病院健診センター	那覇市古島2-31-1	098-884-5106
18		琉 生 病 院	那覇市字大道56	098-885-5131
19		大浜第一病院	那覇市天久1000	098-866-5182
20		沖縄セントラル病院	那覇市与儀1-26-6	098-854-5541
21		おもろまちメディカルセンター	那覇市上之屋1-3-1	098-867-2116
22		那覇市医師会生活習慣病検診センター	那覇市東町26-1	098-860-3017
23		徳洲会新都心クリニック	那覇市銘苅2-2-1	098-860-0386
24		沖縄赤十字病院	那覇市与儀1-3-1	098-836-7433
25		小禄病院	那覇市字小禄547-1	098-857-8713
26		嶺井第一病院	浦添市字大平466番地	0570-00-5806
27	島尻地区	豊見城中央病院附属健康管理センター	豊見城市字豊崎3番49	098-852-2000
28		とよみ生協病院	豊見城市字真玉橋593-1	0570-007-955 (健診①)
29		南部徳洲会病院	八重瀬町字外間171-1	098-998-0309
30		沖縄メディカル病院	南城市佐敷字津波古西原2310	098-947-3555
31		与那原中央病院	与那原町字与那原2905	098-945-8101
32		沖縄県健康づくり財団	南風原町字宮平212	098-889-6792
33		西崎病院	糸満市字座波371-1	098-992-0089
34		みなみ野クリニック	南城市大里字平良2584-2	098-945-8811
35	宮古・八重山地区	宮古島徳洲会病院	宮古島市平良字松原552-1	0980-72-0002
36		石垣島徳洲会病院	石垣市大浜字南大浜446-1	0980-83-5507
37		かりゆし病院	石垣市字新川2124	0980-83-5600
38		下地脳神経外科	石垣市登野城644-19	0980-84-3111
		うむやすみゃあす・ん診療所	宮古島市平良字下里1477-4	0980-73-3854

※うむやすみゃあす・ん診療所は令和8年度諸事情により実施できません。

令和8年度 ドック等検査料金表

	医療機関名	1日人間ドック	脳ドック	前立腺がん	婦人科検診		
					子宮がん	乳がん(エコー)	乳がん(マンモ)
1	沖縄県立北部病院	34,210 /38,824	36,850	1,331	3,520	3,850	—
2	北部地区医師会病院健康管理センター	33,000	—	2,200	4,180	4,950	(2)6,050
3	アスボメディカルクリニック	34,100	37,950	2,200	3,850	3,850	(2)5,500
4	中部地区医師会	39,600	—	3,080	8,250	5,500	(1)6,600 (2)7,700
5	ちばなクリニック	38,629	36,811	2,200	8,250	4,400	(1)4,950 (2)6,050
6	中部協同病院	30,000	—	2,250	3,400	4,000	—
7	翔南病院	29,530	—	2,750	—	—	—
8	中部徳洲会病院	36,300	33,000	2,750	4,400	4,950	(2)5,500
9	ハートライフ病院予防医学センター	36,100	38,060	2,200	5,500	3,300	(2)6,050
10	宜野湾記念病院	36,500	—	—	—	—	—
11	海 邦 病 院	37,400	—	2,750	6,050	4,400	—
12	アドベンチスト メディカルセンター	33,000	—	2,648	4,500	4,500	(1)4,500 (2)6,449
13	読谷紅いもクリニック	—	39,600	—	—	—	—
14	浦添総合病院健診センター	39,930	37,050	2,200	3,850	4,400	(2)6,050
15	同 仁 病 院	34,100	—	2,200	9,020	4,620	(1)5,390 (2)5,390
16	メディカルプラザ大道中央	33,000	25,000	1,650	7,150	3,850	(1)3,500 (2)5,500
17	那覇市立病院健診センター	31,900	35,200	2,200	3,190	3,300	(1)3,520 (2)5,720
18	琉 生 病 院	34,100	—	2,200	3,080	4,070	(1)4,070 (2)5,500
19	大浜第一病院	40,700	44,000	2,200	5,500	5,500	(1)4,400
20	沖縄セントラル病院	38,500	33,000	3,300	—	4,400	—
21	おもろまちメディカルセンター	31,900 /37,400	—	2,200	3,500	—	(1)3,300 (2)5,500
22	那覇市医師会生活習慣病検診センター	35,200	—	2,420	3,300	4,290	(1)4,290 (2)5,830
23	新都心クリニック	36,300	—	2,750	4,400	4,950	(2)5,500
24	沖縄赤十字病院	35,200	37,400	2,200	4,180	4,400	(2)4,400
25	小禄病院	35,200	—	2,200	—	—	—
26	嶺井第一病院	—	22,000	—	—	—	—
27	豊見城中央病院附属健康管理センター	44,660	38,060	1,320	3,960	3,850	(1)4,950 (2)5,610
28	とよみ生協病院	32,560	44,000	1,980	4,400	4,400	(2)5,500
29	南部徳洲会病院	36,300	36,000	2,500	4,400	4,400	(2)5,500
30	沖縄メディカル病院	35,200	—	2,500	—	—	—
31	与那原中央病院	30,000	—	2,500	4,000	3,900	(1)4,500 (2)5,500
32	沖縄県健康づくり財団	35,200	35,200	2,200	4,400	4,070	(1)4,070 (2)5,500
33	西崎病院	37,400	—	ドックに含む	—	—	—
34	みなみ野クリニック	—	33,000	—	—	—	—
35	宮古島徳洲会病院	33,000	35,000	2,500	4,180	3,850	(2)4,400
36	石垣島徳洲会病院	35,840	25,000	—	—	3,850	(2)6,270
37	かりゆし病院	32,810	—	3,000	3,300	3,850	(1)4,720 (2)6,290
38	下地脳神経外科	—	35,000	—	—	—	—
	うむやすみやあす・ん診療所						

※うむやすみやあす・ん診療所は令和8年度諸事情により実施できません。

Ⅲ 婦 人 科 検 診（健診事業）

- 1 目 的
子宮がん検診・乳がん検診により、疾病の早期発見及び予防を行う。
- 2 対象者
○女子組合員
(1日人間ドック・脳ドック時に婦人科検診を受診する者は除く。)
○被扶養者である女性配偶者
- 3 指定医療機関(病院)
「婦人科検診実施医療機関一覧表」を別途通知する。
- 4 支部補助額
○乳がん＋子宮がん検診 8,186円(自己負担額:2,000円)
○子宮がん検診のみ 5,833円(自己負担額:1,500円)
○乳がん検診のみ 3,350円(自己負担額: 500円)
※指定された検査以外を受診する場合は、別途自己負担が発生します。
- 5 実施期間
当該年度 6月 ～ 12月末日
- 6 受診方法
(1) 当支部より対象者へ「婦人科検診受診券」を送付する。
(2) 受診予約は、受診者本人が各自で指定医療機関へ直接予約を行う。
(3) 受診日に「本人確認書類」と「婦人科検診受診券」を持参し受診する。
※組合員については所属所あて、被扶養者である配偶者については自宅あて受診券を送付する。
※婦人科検診受診券は一人1枚の送付となります。
- 7 組合員のサービスの取り扱い
沖縄県教育委員会所属組合員の場合 職務に専念する義務が免除される。
市町村立学校 所属組合員の場合 各市町村教育委員会に確認

Ⅳ 歯 科 健 診（健診事業）

- 1 目 的
歯科健診により、健康増進に寄与することを目的とし、健康異常に対する生活習慣病の予防を図る。
- 2 対象者
○当該年度4月1日現在 25歳、30歳、40歳、50歳の組合員
- 3 指定医療機関(病院)
「歯科健診実施医療機関一覧表」を当支部ホームページに掲示する。
- 4 支部補助額
○歯科健診 5,000円(自己負担なし)
※指定された検査以外を受診する場合は、別途自己負担が発生します。
- 5 実施期間
当該年度 6月 ～ 10月末日
- 6 受診方法
(1) 対象者のうち受診希望者は各自で指定医療機関へ予約を行い、受診日の2週間前までに当支部へ「歯科健診受診申込書」を提出する。
(2) 当支部より「歯科健診受診承認書」及び「歯科質問票・口腔健診表」を送付する。
(3) 受診日に「本人確認書類」と「歯科質問票・口腔健診表」を持参し受診する。
- 7 組合員のサービスの取り扱い
沖縄県教育委員会所属組合員の場合 職務に専念する義務が免除される。
市町村立学校 所属組合員の場合 各市町村教育委員会に確認

V その他の保健事業

1 研修事業(セミナー関係)

(1)健康づくり事業 (沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催)

①保護者・近隣トラブル対応セミナー

「学校と保護者・近隣住民のいい関係づくり」をテーマに講演とワークショップにより対応策等の知識を習得する。

②教職員のためのメンタルヘルスセミナー

教職員の抱えるストレスについて学び、人間関係づくりに必要なコミュニケーションについて実践を通して習得する。

③RIZAP健康セミナー食事編

食生活が引き起こす身体的、精神的リスクを学び、実践的な食事の知識を習得する。

(2)一般事業

①介護講座・介護実技研修

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

介護に関する知識及び技術を習得し、介護についてより理解を深める。

②夏期オンデマンドセミナー 全8テーマ

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

生涯にわたる生活設計に必要な知識の習得を通じて、適切な資産管理および健康管理への理解を深める。

(テーマ:高齢者になった場合の財産管理、iDeCo、NISA、確定申告、相続、介護保険制度、睡眠、フレイル・サルコペニアと健康寿命)

③【退職準備型】生涯生活設計セミナー

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会・沖縄県学校生活協同組合 共催

退職後に必要な人生設計に関する健康や生きがい、経済の基礎的な知識を習得する。

④育児支援セミナー

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

子育てに関する悩みや不安を解消し、役に立つ子育て方法を習得する。

※ 各セミナーの実施方法等については、別途通知します。

2 スポーツ施設利用補助及び利用特典（健康づくり事業）

公立学校共済組合沖縄支部組合員本人（以下「組合員」という。）が、公立学校共済組合沖縄支部長（以下「支部長」という。）の指定したスポーツ施設等（以下「指定施設」という。）を利用した場合に、利用金額の一部を補助あるいは利用特典を提供し、組合員の健康保持、増進、疾病予防及び医療費増嵩対策を図る。

（1） スポーツ施設利用補助

1 利用補助の方法及び対象

- （1）組合員本人のみ（※任意継続組合員は対象外）
- （2）組合員が指定施設を利用した場合は、支部長が指定施設に利用補助金を支払うものとする。

2 補助額

組合員が指定施設を利用した場合に月8回までの利用に対して550円を補助する。

3 利用補助期間

利用補助期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、予算額の範囲を超えた場合は、その時点で終了することができるものとする。

4 指定施設利用の方法

指定施設を利用する場合は、各指定施設の利用規程に基づいて利用するものとし、受付窓口で本人確認書類を掲示し、各施設の利用方法に従い、個人負担分の施設利用料を支払うものとする。

※本人確認書類を提示できない、当組合員の資格が確認できない場合はスポーツ施設利用補助の対象外となります。

5 盗難・事故等の損害

組合員が指定施設を利用した場合において発生した盗難・事故等の損害に関しては、すべて組合員と指定施設の間で解決するものとする。

6 利用補助指定施設

施設等名称		住所・電話番号		組合員自己負担額(税込み)	
				月8回まで	9回目以降
スポーツパレス ジスタス	那覇店	那覇市西2-5-5	098-868-0758	550円	1,100円
	浦添店	浦添市沢峠2-23-1	098-878-1122		
	美里店	沖縄市美里4-20-1	098-982-1115		
	ABLOうるま店	うるま市字豊原394-1	098-923-3777		
スポーク・フィットネスセンター		名護市字屋部117番地	0980-52-7739		
SKY WELLNESS SPORTS		那覇市具志890-1	098-857-0008	700円	1,250円
NB沖縄		南風原町津嘉山1535番地	098-888-5080	770円	1,320円
ヒデフィットネス		石垣市真栄里108-11	0980-82-1195	500円	1,050円
TRAINING GYM ND		宮古島市平良字下里502-8(1F)	0980-79-5956		

(2) スポーツ施設利用特典

1 対象者

組合員本人及び15歳以上の被扶養者

2 利用補助期間

利用補助期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約を解除した場合は、その時点で終了することができるものとする。

3 指定施設利用の方法

指定施設を利用する場合は、各指定施設の利用規程に基づいて利用するものとし、受付窓口で本人確認書類を掲示し、法人会員登録を行ったうえで、各種特典を利用できるものとする。

※本人確認書類を提示できない、当組合員の資格が確認できない場合はスポーツ施設利用特典の対象外となります。

4 利用特典

月額会員価格の割引等

5 盗難・事故等の損害

組合員が指定施設を利用した場合において発生した盗難・事故等の損害に関しては、すべて組合員と指定施設の間で解決するものとする。

6 利用特典指定施設

施設等名称	住所・電話番号	
スポーツクラブ ルネサンス・ライカム24	北中城村字ライカム640番地	098-931-1231

3 健康教育・健康指導・健康相談(健康づくり事業)

(1)教職員等のメンタルヘルス相談

沖縄県教職員互助会 共催

組合員がストレスや心の健康を理解し、自己予防に対処する意識啓発のための個人相談を支部・沖縄県教職員互助会が、県内の医療機関とタイアップして実施する。

対 象 者 組合員（本人負担なし 年度間5回まで補助する）

内 容 精神科医師等専門家による相談。

【指定医療機関】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	メンタルクリニックやんばる	名護市字宇茂佐の森1-2-9	0980-52-4556
2	ファミリーメンタルクリニック	沖縄市知花6-38-20	098-939-5561
3	長田クリニック	那覇市国場334-1	098-833-7878
4	金城孝次サイコセラピーオフィス	那覇市首里石嶺町4-191-16	098-885-1343
5	日本産業カウンセラー協会沖縄支部	浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館3F	098-975-6061
6	みえばしクリニック	那覇市久茂地3-8-15 1F	098-863-7788
7	山本クリニック&EAP産業ストレス研究所	浦添市伊祖2-30-7	098-879-3303
8	やしのきクリニック	石垣市大川579-5	0980-88-1184
9	沖縄県立宮古病院	宮古島市平良字下里427-1	0980-72-3151

(2)若年者(38・39歳)対象保健指導

- 1 目 的 組合員で健康の保持増進を努める必要がある者に対して保健指導を実施する
- 2 対象者 人間ドック等受診者で受診結果が「積極的支援」に相当している38・39歳の組合員
- 3 受診方法 指定契約機関 株式会社ベネフィット・ワンより保健指導を受ける
- 4 支部補助額 全額補助(個人負担なし)
- 5 組合員のサービスの取り扱い

沖縄県教育委員会所属組合員の場合 職務に専念する義務が免除される。

市町村立学校 所属組合員の場合 各市町村教育委員会に確認

4 へき地組合員関係（一般事業）

下記の指定するへき地に勤務する組合員を対象とする。

指定へき地：伊平屋村、伊是名村、伊江村、水納島、津堅島、久米島、北大東村、南大東村、久高島
渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

※ 請求については、「沖縄県職員の旅費に関する条例」等を参照して確認する。

また、旅費が支給される出張と重複する場合は対象外。

※ へき地組合員関係事業における請求確認において、出勤簿（写し）の提出を求める場合もある。

（1）診療交通費等補助

1 目 的

指定へき地に勤務する組合員が診療及びセミナー等を受講した場合の交通費を補助する。

2 補助対象区間

① 診療の場合

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 八重山地区 | 石垣本島又は沖縄本島で診療を受けた場合で、石垣本島までの区間 |
| (2) 宮古地区 | 宮古本島又は沖縄本島で診療を受けた場合で、宮古本島までの区間 |
| (3) その他の地区 | 所属所から最も近い本島在の県立病院のある地域までの区間 |

② セミナー等受講の場合

当支部のセミナー等を受講した場合で、所属所から最も近い各本島までの区間

3 補助額

各離島から各本島までの往復交通費の半額で離島住民割引の範囲内で航空賃・船賃を補助する。

4 補助回数

診療及びセミナー等を通じ、1人年度間3回を限度とする。

5 診療を受ける場合の対象傷病

医療保険の対象となる傷病とする。

（医療保険の対象であっても柔道整復（整骨・接骨院）、鍼灸は除く。）

ただし、各地域にある診療所等で診療できる傷病は除く。

6 請求手続

医師の証明の記載がある「診療交通費等請求書」に往復の領収書及び搭乗券を添付し、その都度請求すること。

※診療時の領収書（受診者氏名・傷病名標記。）を添付することにより、医師の証明に代えることができる。

※当事業は、翌年度の4月3日（支部必着）までに請求がない場合、対象外となる。

※受診等の前日以降の移動を補助対象とする。

（2）健康管理支援補助

1 目 的

指定へき地に勤務する組合員が、1日人間ドック・脳ドック・婦人科検診・歯科健診の支部健診事業を受けた際に、何れか一つに往復の交通費を助成する。

2 補助対象区間及び補助額

対象者の所属所から最も近い指定病院のある各本島までの区間を補助対象区間とし、離島住民割引の範囲内の往復船賃・航空賃を補助する。

3 請求手続

「健康管理支援補助請求書」に往復の領収書及び搭乗券を添付して、当該年度の2月末日（支部必着）までに請求すること。

※受診等の前日以降の移動を補助対象とする。

(3)研修等交通費補助

1 目 的

当支部の研修事業(セミナー関係)等を受講する際に、那覇までの片道の交通費を年度間3回を限度として助成し、対象地区所属組合員の受講機会を拡大する。

2 対象者

宮古・八重山地区所属の組合員

3 補助対象区間及び補助額

宮古本島又は石垣本島から那覇までの区間を補助対象区間とし、離島割引の範囲内で往復交通費の半額の範囲内で8,000円までを補助する。

4 請求手続

「研修等交通費請求書」に往復の領収書及び搭乗券を添付して、当該年度の2月末日(支部必着)までに請求すること。

※請求については、「沖縄県職員の旅費に関する条例」等を参照して確認する。

※研修等受講の前日以降の移動を補助対象とする。

5 予 防 接 種 補 助 (健康づくり事業)

インフルエンザ予防接種補助

沖縄県教職員互助会 共催

1 目 的

インフルエンザの罹患防止及び重症化の抑制を図るため、沖縄県教職員互助会と共催で実施し、インフルエンザの予防接種の一部を補助する。

2 対象期間及び対象者

当該年度10月～2月末日の間に、インフルエンザの予防接種を受けた組合員本人

3 補助額

インフルエンザ予防接種を受けた費用のうち、1,000円を上限に年度間1回に限り補助する。

4 請求手続

沖縄県教職員互助会の「予防接種助成金請求書」に予防接種を受けた際に発行される領収書※の原本を添付し、当該年度3月5日(必着)までに請求すること。

※領収書は予防接種を受けた者の氏名、予防接種の種類、接種年月日、支払金額、医療機関の名称が確認できるものであること。

5 請求書の送付先

〒900-0014 那覇市松尾1丁目6番1号 沖縄県教職員互助会 あて

※互助会未加入者も補助対象になります。

支部保健事業利用時の本人確認書類

令和6年12月2日をもって組合員証等の新規発行が廃止されたことに伴い、本人確認については次のいずれかをご提示ください。

(1) マイナポータルの資格情報画面



マイナポータルにログイン後、「健康保険証」をタップする。

資格情報画面が表示されたらスクロールし、資格を確認。

保存した PDF ファイル「医療保険の資格情報」で確認する場合

画面の提示、プリントアウトの提示いずれも可能ですが、保存日時が概ね 1 か月以内の日付であるかを確認してください。

医療保険の資格情報

この画面のみでは閲覧できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時: 令和 6 年 8 月 15 日

保 険 者 名	公立学校共済組合東京支部
保 険 者 番 号	
記 号	公立東京
番 号	
性 別	00
氏 名	

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	—
有 効 期 限	—

(注) マイナ保険証の読み取りができない場合があります。保存した PDF ファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、対応していない医療機関の受診に限り、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご確認ください。

概ね 1 か月以内の日付が確認。

資格を確認。

(2) 資格確認書

公立学校共済組合 資格確認書			
本人（組合員）		令和 6 年 8 月 15 日 交付	
記号	公立沖	番号	123456 (校番) 00
氏 名	コウリツ タロウ 公立 太郎		
性 別	男		
生 年 月 日	昭和 29 年 9 月 1 日		
資格取得年月日	令和 6 年 6 月 1 日		
有 効 期 限	令和 11 年 8 月 14 日		
保 険 者 番 号	3 4 4 7 0 0 1 3		
保 険 者 名 称	公立学校共済組合沖縄支部		
保 険 者 所 在 地	那覇市泉崎 1-2-2		

当組合の資格を喪失した場合は、喪失日からご利用できませんのでご注意ください。

新しく組合員となった場合や番号変更等の場合は、新しい番号が確認され次第ご利用ください。
※取得前の本人確認書類は交付していません。



VI 公立学校共済組合本部事業

組合員とその被扶養者の皆さまにご利用いただける健康相談事業 公立学校共済組合

メンタルヘルス相談



LINEを使ったメンタルヘルス相談 (心ほっとサポート@公立学校共済)

教育現場で働く皆さまのLINEによるメンタルヘルス相談窓口です。「心の専門家」の公認心理師・臨床心理士等が、親身になってあなたの悩みに応えます。



水・土・日・月曜日 18:00～22:00
(祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1日1回30分～60分程度

※利用対象者は組合員のみ

友だち追加は
こちらから



電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にて
カウンセリングを行います。

通話料無料 0800-700-5680

電話相談 月～土曜日 10:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1日1回20分程度

面談予約 月～土曜日 10:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回50分程度 ●面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料
●無料で面談によるカウンセリングをご利用いただくには、初回申込みを上記
フリーコールで予約する必要があります。
●面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施



Web相談(こころの相談)

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL <https://www.mh-c.jp/>

ログイン番号 783269

●臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答



健康・介護の相談



教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休でお応えします。

通話料無料 0800-777-8349

●一般健康相談、専門医相談(予約制)、小児救急相談に対応
●利用時間 1回20分程度



女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向け
サービスです。(予約制)

通話料無料 0120-215-579

月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ



介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えします。

通話料無料 0120-515-579

月～土曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回20分程度

携帯電話からもご利用できます。(通話料無料)詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。(トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内)上記の電話番号、二次元コードは公立学校共済組合の組合員専用であり、一般に公開していないため、お取り扱いにご注意ください。

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

福祉保険制度のご案内

～公約給付(健康保険・遺族厚生年金)を補完する公立共済独自の制度～

- ・ファミリー年金(年金払特約付団体定期保険)
- ・入院費用給付金(疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約付医療保険【損害保険】)
- ・特定疾病給付金(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団無償配当特定疾病保障定期保険【Ⅱ型】)
- ・傷病休職給付金(精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

福祉保険制度とは

- スケールメリットを活かしたお手ごろな保険料で加入できます
- 手続き期間は毎年6～7月の年1回のみです。支部(都道府県)ごとに締切日が異なります
- 共済組合の組合員とそのご家族のみ加入できる制度です。短期組合員の方も加入できます

福祉保険制度の仕組み

ファミリー年金は、加入した組合員の保険料の中から不幸があった場合や支払事由に該当した場合に保険金が支払われる、**助け合いの制度**です。1年ごとに収支計算をして余ったお金(剰余金)は、**配当金として加入者に還付**します。



令和6年度の配当率

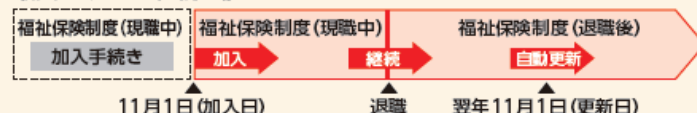
42.975%

※1 配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので将来お支払いする配当金額は現時点では決定していません。傷病休職給付金、入院費用給付金(女性疾病給付金含む)、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースに配当金はありません。

※1

退職後の福祉保険制度

現職中に加入していた場合、退職(組合員資格喪失)後も最長84歳まで継続可能です。



(注)ファミリー年金の死亡給付金(3万円)は単独で加入はできません。死亡給付金と傷病休職給付金のみ加入の場合、傷病休職給付金の精算終了と同時に死亡給付金も撤退となります。

令和8年11月1日以降にご退職予定の方は、令和8年6～7月のお手続きがラストチャンスです

制度内容の詳細は、公立学校共済ホームページ(福祉保険制度ホームページ)に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

(加入手続き等に関するお問い合わせ先)

明治安田生命保険相互会社 特定公法人業務推進部 特定公法人業務推進第二グループ

ご開会窓口 03-3283-3360 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00～17:00

<継続可能年齢>

※年齢は保険年齢です。

ファミリー年金	84歳
遺児育英給付金の死亡保険金受取人(子ども)	22歳
傷病休職給付金	退職月の末日で脱退
入院費用給付金(女性疾病給付金含む)	75歳
特定疾病給付金	75歳
元気づくりサービスコース	84歳

ファミリー応援金

ファミリー応援金は福祉保健制度の1つです。組合員の方が在職中に死亡した場合または所定の高度障害状態となった場合に、5万円が支給されます。組合員は原則として自動的に加入することとなり、保険料負担や手続き書類の提出は必要ありません。保険加入に当たっては、下記の告知内容に該当する必要があります。なお、請求の際は、確認事項があるため公立学校共済組合沖縄支部までご連絡ください。

記

契約の趣旨	死亡・高度障害時の見舞金を支給
加入対象者	公立学校共済組合の組合員本人
保険金額	5万円
保険金受取人	ファミリー応援金の支給等に関する取扱いに定める者
加入日	平成29年9月30日以前採用者:平成29年11月1日 平成29年10月1日以降採用者:採用月の翌々月1日 ※契約締結(制度発足)日:平成29年11月1日
告知内容	被保険者は、 1. 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 2. 申込日(告知日)より起算して過去12か月以内に別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。 ＜別表＞ がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
引受生命保険会社	明治安田生命保険相互会社

